

<p>ばんごう 番号</p>	<p>しつもん 質問</p>	<p>かいとう 回答</p>
<p>1</p>	<p>じゅうどしやうがいじ おや 重度障害児の親です。</p> <p>ほうもんかんご ステーションのりようにつ 訪問看護ステーションの利用につ</p> <p>いて、ふべんさをかんじています。</p> <p>こどもはねたきりで24じかん 子どもは寝たきりで24時間</p> <p>じんこうこきゅうき しよう 人工呼吸器を使用しています。</p> <p>げんざい ほうもんかんご じぎやうしりよう 現在、訪問看護を2事業所利用</p> <p>し、しゅうにかきていただいています し、週に3日来ていただいています。</p> <p>ほんにん せいちやう おや みたんけいげん 本人の成長と親の負担軽減の</p> <p>ため、3じぎやうしよ ふ しゅう ため、3事業所に増やし、週に</p> <p>4かほうもんかんごりよう 4日訪問看護を利用したいと</p> <p>きぼう 希望しましたが、3じぎやうしよ ふ 希望しましたが、3事業所に増や</p> <p>すばあい しゅうか まいにち す場合は週に7日、つまり毎日</p> <p>ほうもんかんごりよう 訪問看護を利用することがじやうけん 訪問看護を利用することが条件</p> <p>となつています。</p> <p>しゅうかりよう 週に7日利用しなければならない</p> <p>というじやうけんあ にちふ という条件が合わず、1日増や</p> <p>すことができません。</p> <p>しゅうりようしぼ 週7利用の縛りをなくしていた</p> <p>だけないでしょうか。</p> <p>また、なぜ3じぎやうしよめ しゅう また、なぜ3事業所目からは週7</p>	<p>ほうもんかんご いりようほけん かいごほけん 訪問看護は医療保険もしくは介護保険によりじっし 訪問看護は医療保険もしくは介護保険により実施さ</p> <p>れるものがありますが、お子さんのことですので、いりよう れるものがありますが、お子さんのことですので、医療</p> <p>ほけんによりじっし 保険により実施されるものだと思います。</p> <p>ごいけん ご意見をいただきましたほうもんかんごりようじやうせいやく ご意見をいただきました訪問看護の利用上の制約につ</p> <p>いては、くにがさだ しんりようほうしゅうせいど いては、国が定める診療報酬制度により決められて</p> <p>おり、しんりようほうしゅう おり、診療報酬については、こうせいろうどうしやうしよかん おり、診療報酬については、厚生労働省所管になりま</p> <p>す。おてすう す。お手数ですが、こうせいろうどうしやうかんとうしんえつこうせいきよく す。お手数ですが、厚生労働省関東信越厚生局にお</p> <p>といあわ 問合せさせていただきますようお願いいたします。</p>

	<p>利用が条件なのか、理由を教えてください。</p>	
<p>2</p>	<p>子供が発達障害で、母親が重度 身体障害者、父が未診断発達 障害ですが、こども青少年局に は「健康福祉局が担当」といわ れました。</p>	<p>18歳未満の障害のあるお子さんについてはこども 青少年局が18歳以上の障害のある方については 健康福祉局が担当させていただいておりますが、それぞ れの局が連携しながら支援をさせていただくことにな ります。</p> <p>なお、具体的なご相談については、区福祉保健センタ ーで対応をさせていただいております。</p> <p>区においても18歳未満のお子さんについてはこども 家庭支援課が18歳以上の方については高齢・障害 支援課が担当になりますが両課で連携しながら対応を させていただきます。</p> <p>お困りのことがございましたら、ご相談くださいますよ うお願いいたします。</p>

<p>3</p>	<p>ヤングケアラー問題は障害者福祉であると、こども青少年局のオンライン説明会で言われていますが知っていますか。</p>	<p>横浜市では、令和5年3月に「横浜市ヤングケアラーフォーラム」を開催してしています（なお、令和5年5月に当フォーラムの動画を横浜市のウェブサイトに掲載しました）。</p> <p>ヤングケアラーに関する問題は、若い兄弟や高齢の祖父母、障害のある家族など、世話を担う子どもが直面しているご家庭の課題は様々があり、ヤングケアラーに関する問題は障害福祉に限りません。</p> <p>お子さんの人権という視点から、ヤングケアラーについては、現在こども青少年局が行っておりますが、国際局、健康福祉局、教育委員会事務局、医療局なども関わり、広く様々な分野、特定の分野に限定せず、取組を進めているところです。</p>
<p>4</p>	<p>第4期横浜市障害者プランの概要説明動画などは、いつでも見られるようにしてください。</p>	<p>障害者プランの内容紹介動画については、本市ウェブサイトで公開しています。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/sho-plan/syoplan4th.html</p> <p>また、今回（令和5年9月17日）開催した市民説明会については、11月中旬頃に本市ウェブサイトでも公開予定です。ただし、手話通訳者との契約の関係により、1年間の公開となりますのでご了承ください。</p>

<p>5</p>	<p>てあ じゆきゆうしやしやう こうしんてつづ 手当 てや 受給者証 の 更新 手続 きが、紙 ベースだけで、そのため に 人 に 頼 まなければならぬの は、自立 の 阻害 である。オンライ ン化 はしないのですか？</p>	<p>てあて についで、てつづき ひつよう ようけんとう かくにん 手当 については、手続 に 必要 な 要件 等を 確認 するた めに、げんざい たいめん での てつづき とさせていた いております。オンラインでの てつづき が 可能 か どうかも 含め、今後 も けんとう していきま す。</p>
<p>6</p>	<p>みなみく す 南区 に 住 んでいます、ひなん 避難 支援 について 聞き 取り があつた ことがありません。</p>	<p>よこはまし では、さいがい じ ようえんごしや しえんじぎやう 横浜市 では、災害 時 要援護者 支援 事業 として、ほうりつ 条例 に 基づき 作成 した ようえんごしや めいぼ を、くやくしよ と 協定 締結 した じち かい ちやうないかい などの 自主 防災 組織 に たい へいじよう じ ていきやう ちいき に対して 平常 時 に 提供 し、 ちいき とりくみ 地域 の つながり による 共助 の とりくみ しえん 支援 してあります。あ わ めいぼとう かつよう の 取組 を 活用 した ちいき とりくみ すいしん 地域 の 取組 を 推進 する よう、かつどうじれいしゅう さくせい 活動 事例 集 を 作成 し、 けんしゅうとう ようえんごしや しえん かん けいほつ すず 研修 等 において 要援護者 支援 に関 する 啓発 を 進めて います。</p>
<p>7</p>	<p>しょうがい しょうがい しょうがい 障害 のある 子供、おやこ ばあい 親子 の 場合、 でいーがい に ぼしよ DV での 逃げ 場所 があ りませ ん。</p>	<p>しょうがい ある おこ さん およ おやご さんが でいーがい ひがい にあ われた 場合 のご 相談 は、く ふくし ほん せんたー ども 区 福祉 健 康 センター ども 家庭 支援 課 で たいおう させていた だきます。お 困り のこと がございましたら、ご 相談 くだ さい。</p>
<p>8</p>	<p>じゅうどしょうがいしやとうしゅうろうしえんとくべつ 重度 障害者 等 就労 支援 特別 事業 の 横浜市 詳細 がオンライ ン のどこにも 見 つけられませ せん。</p>	<p>よこはましじゅうどしょうがいしやとうしゅうろうしえんとくべつじぎやう 横浜市 重度 障害者 等 就労 支援 特別 事業 については、 れいわ ねん がつ にち ほんし 令和 5 年 10 月 1 日 から 本市 ウェブサイ ト (URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi- kaigo/fukushi/annai/zaitaku/service/haken.html) にて しょうさい こうかい 詳細 を 公開 しました。こちらをご 確認 くだ さい。</p>

<p>9</p>	<p>市民説明会で画面に映し出されている内容が、「第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案（詳細版）」のどのページを説明しているのかが分かりません。資料とリンクさせて説明してください。</p>	<p>このたびはご説明が分かりづらく申し訳ございませんでした。より分かりやすい説明となるよう改善していきます。</p>
<p>10</p>	<p>障害当事者は20代から40代が主で、障害者の親は40代から70代が多いと思われます。今後の課題は、親亡き後の子供の生活の場の確保です。今後10年のうちに確実にグループホーム入居希望者が増えると思われます。本人の望む暮らしを叶えるのであれば、栄区近辺でのグループホーム入居、慣れ親しんだ事業所への通所だと思いが、栄区は比較的グループホームの数が少なく、建設も進んでいないように見受けられます。市内</p>	<p>現在、横浜市ではグループホームの定員数を毎年200人分増やすよう取り組んでいます。これは、在宅でお暮らしの方や入所施設からの地域移行をご希望されている方、また毎年、特別支援学校を卒業されてきてグループホームに入っている方の数などから算出しています。ご希望の場所にグループホームや日中の活動場所がないという声もいただいておりますので、ニーズや設置場所などの実態調査を進めていきたいと考えています。</p>

	<p>の区において、数が偏ることなく、グループホームの数が充実していくことを切に願います。</p> <p>当然ながら、重度障害者の利用の内訳も同等であってほしいと願います。</p>	
<p>11</p>	<p>グループホームについて、令和7年度の重度障害者の利用見込みの方の割合が令和6年度に比べて119名の増という説明がされたように思いますが、この数字の算出方法は何に基づいていますか。</p> <p>同様に、毎年200名の増というのは適正なのでしょうか。</p> <p>また、指標の達成状況についてわかりづらいです。</p> <p>当事者・保護者・職員（教員を含む）の満足度など、詳細を提示してください。</p>	<p>こちらはグループホームの支給決定を受けている方のうち、重度障害者支援加算のⅠとⅡも決定されている方の人数をもとに算出しています。支給決定者数を過年度から比較し、伸び率をもとに重度障害者支援加算を決定される方が令和6年度には1288人、令和7年度は1407人いらっしゃるだろうという推測値です。</p> <p>なお、実際の人数の把握にも取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>定員数の増の200人分は、在宅でお暮らしの方や入所施設からの地域移行をご希望されている方、また毎年、特別支援学校を卒業されてきてグループホームに入っている方の数などから算出しています。</p> <p>指標の達成状況について、当事者やご家族、保護者様、または学校の先生などの満足度など、そういった</p>

		<p>詳細も提示してほしいというご意見については、次期プランに向けて参考にさせていただきたいと思います。</p>
12	<p>権利条約に基づく国連障害者委員会勧告では、現在の日本社会はインテグレートな状況にあり、そこから脱却し、インクルーシブな社会を自指すことを求められています。特にインクルーシブな教育の実現を強く求められています。そのことを市はどう考え、どう具体化していきま</p>	<p>これまで、全ての児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備を進めてきました。</p> <p>全ての児童生徒が同じ場で共に学べる環境を整備していくためには、現在の教育課程、学級編成あり方、交流及び共同学習による学習効果の研究等が欠かせないと考えています。</p> <p>また、地域の小中学校ではなく、特別支援学校での専門的な支援を必要とする児童生徒・保護者もいらっしゃいます。</p>

		<p>これらの状況^{じょうきょう}を踏まえ、現在、年度末に策定^{さくてい}する 予定^{よてい}である「特別支援教育推進指針^{とくべつしえんきょういくすいしんししん}」において、今の 学びの場の拡充^{かくじゅう}を進めることと併せて、インクルー シブ教育の実現^{じつげん}に向けたモデル的^{てきとりくみ}取組の検討^{けんとう}・ 研究^{けんきゅう}を進めることを掲げ、取組を進めていきます。</p>
13	<p>防災・減災時に、障害のある人が不安なく避難できるでしょうか。市として支援体制を強化されているのでしょうか。できるといながらも何もできていないと感じています。</p>	<p>横浜市では、災害時要援護者支援事業として、法律や 条例に基づき作成した要援護者の名簿を、区役所と 協定締結した自治会・町内会などの自主防災組織に 対して平常時に提供し、地域のつながりによる共助 の取組を支援しています。併せて、名簿等を活用した 地域の取組を推進するよう、活動事例集を作成し、 研修等において要援護者支援に関する啓発を進めて います。 発災時には、名簿による安否確認のほか、地域 防災拠点での避難生活が明らかに困難で、援護の 必要性の高い方については、保健師などの判断をもと に、地域防災拠点から福祉避難所へ避難します。</p>
14	<p>放課後デイサービスのコンシェルジュが欲しいです。</p>	<p>放課後等デイサービスのご利用にあたってのご相談に ついては、区福祉保健センターこども家庭支援課にご</p>

		<p>相談 いただくほか、障害児通所支援の利用計画の作成を障害児相談支援事業所に依頼いただく場合、障害者相談支援事業所にご相談いただければと思います。</p>
15	<p>ヤングケアラーに関する相談窓口が分かりません。</p>	<p>ヤングケアラーに関する相談は、区役所こども家庭支援課のこども家庭相談にてお伺いしています。また、「かながわヤングケアラー等相談LINE」でもご相談できます。</p>
16	<p>知的障害者専門外来を5病院で運営しているとありますが、そのうちのいくつかは精神疾患等の専門病院でした。正確な情報を教えてください。</p>	<p>知的障害に理解がある医療機関を地域に増やし、知的障害者が受診しやすい医療環境を整備することを目的として、知的障害者専門外来を以下の5病院で運営しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜相原病院（瀬谷区） ・紫雲会横浜病院（神奈川区） ・港北病院（保土ヶ谷区） ・横浜カメラアホスピタル（旭区） ・鶴見西井病院（鶴見区） <p>これらの病院では、知的障害のある方を対象とした専門外来を運営しておりますが、受診の予約方法等は各病院によって異なりますので、直接、お問合せください。</p>